

改正	平成13年11月1日	平成15年1月1日
	平成16年8月1日	平成16年12月1日
	平成21年9月11日	平成21年11月1日
	平成23年2月1日	平成27年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、体育施設・学習施設および福祉施設で使用する施設利用カードについて必要な事項を定めるものとする。

（施設利用カードで予約受付する施設）

第2条 施設利用カードで予約受付する施設は、次の施設とする。

1 体育施設

富士森公園野球場（市民球場）・北野公園野球場・滝ガ原運動場野球場・上柚木公園ソフトボール場・高倉公園野球場・柵田運動場少年野球場・川町運動場少年野球場・富士森公園テニスコート・柵田運動場テニスコート・滝ガ原運動場テニスコート・滝ガ原運動場サッカー場兼自転車練習場・柵田運動場少年サッカー場・川町運動場少年サッカー場・柵田運動場ゲートボール場・滝ガ原運動場ソフトボール場・大塚公園テニスコート・大平公園テニスコート・久保山公園テニスコート・内裏谷戸公園テニスコート・別所公園テニスコート・殿入中央公園テニスコート・松木公園テニスコート・大塚公園野球場・八王子市民体育館・市民体育館分館・八王子市甲の原体育館・上柚木公園テニスコート・上柚木公園野球場・西寺方グラウンド野球場・西寺方グラウンドソフトボール場・戸吹スポーツ公園テニスコート・戸吹スポーツ公園サッカー兼ラグビー場・エスフォルタアリーナ八王子（八王子市総合体育館）

2 学習施設

生涯学習センター・生涯学習センター南大沢分館・生涯学習センター川口分館

3 福祉施設

東浅川保健福祉センター・大横保健福祉センター

（施設利用カードの種類）

第3条 施設利用カードは個人登録用と団体登録用とする。（様式略）

（施設利用カードの交付）

第4条 施設利用カードは、施設利用カード登録申込書（体育施設については第1号・2号様式。学習施設については第3号・4号様式。福祉施設については第5号・6号様式（様式略））により、申込みをした者に交付する。

2 施設利用カードの申込みができるのは、本人のみとする。

3 個人用施設利用カードの交付を受けようとする者は、施設利用カード登録の申込みをするときに、本人であることが確認できるものを提示するものとする。

（施設の利用手続）

第5条 施設利用カードの交付を受けた者は、施設を利用しようとするときは、インターネットにより施設の予約に係る手続を行うことができる。

（施設利用カードの再交付）

第6条 施設利用カードの汚損、毀損又は忘失等の申し出があったときは、新たな施設利用カードを交付するものとする。

（個人用施設利用カードの有効期限及び更新手続）

第7条 個人用施設利用カードの有効期限は、交付又は更新した年から2回目の誕生月末とする。また、更新手続はその誕生月の前後1ヶ月とする。ただし、体育施設および福祉施設の登録者に限る。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。